

令和6年度県内臨床研修病院の募集定員の設定について

1 臨床研修病院の募集定員の設定方法

臨床研修病院の募集定員については、国から示される募集定員の上限数の範囲内において、地域の実情等を勘案したうえで、岩手県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて設定することとされている。

<抜粋：医師法（昭和23年7月30日法律第201号）>

第16条の3

- 3 都道府県知事は、第1項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第3項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 令和6年度岩手県の臨床研修病院募集定員

(1) 国が定めた県の募集定員上限と県内病院の募集希望定員

	国が定めた県の募集定員上限(D)	県内病院の募集希望定員(E)	県の募集定員
令和6年度(A)	146名	<u>125名</u>	<u>(今回協議)</u>
令和5年度(B)	132名	125名	125名
前年度との差 (A-B=C)	+14名	0名	

※ 令和6年度は、同年度に臨床研修医になる見込みの者で、かつ岩手県が奨学金を貸与している者の人数が昨年度と比較し増加したことに伴い、地域枠による加算も増加したことから、募集定員上限が大きく増員されているもの。

(2) 令和6年度募集定員

125名とする。 ※病院別の募集定員は別添のとおり

【理由】

- ・ 各臨床研修病院からの募集希望定員であること。
- ・ 各臨床研修病院においては、臨床研修指導医の人数等を踏まえ、十分な指導を行うことができる研修医数を希望募集定員として設定しているものであること。
- ・ 希望募集定員以上の増員は研修・指導の質の低下に繋がる可能性があるため、各臨床研修病院の希望を踏まえた募集定員とすることが妥当であること。

3 今後のスケジュール

協議会での意見を踏まえ、必要に応じて調整した上で募集定員を設定し、国へ報告することとしたい。

時期	対応者	内容
○ 2月8日	協議会委員	協議会で意見照会
○ 2月中旬から3月	(県⇄協議会委員)	協議会での意見を踏まえた調整
○ 4月14日まで	県	募集定員の設定及び国へ報告